

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2020年8月27日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 大橋 JCT 壁面緑化維持管理検討（2020年度）

(2) 業務内容

本業務は、大橋 JCT 壁面のオオイタビによる緑化維持管理を目的として維持管理検討、モニタリング、施工指導及び維持管理マニュアルの作成を行うものである。

<業務内容>

①. 計画立案

本業務における目的に対して、効率的に業務が行えるよう作業計画を立案する。

②. 維持管理検討

1) モニタリング（現況）

大橋 JCT の壁面緑化範囲を対象に現地調査を行い、オオイタビの壁面分布状況（到達高さや被覆範囲等）を整理する。（1回：2020年秋を想定）。また、これまでのオオイタビの剥離状況や、苦情等に関する情報を収集し整理する。

2) 剥離原因の整理

上記 1) を踏まえ、壁面から剥離する原因を検討・整理する。

3) 補助資材等固定方法検討

梯子等での剪定が困難な高さにおける大規模な剥離を防止するための物理的な補助資材等の固定方法、剥離を抑制するための対策、梯子で剪定が可能な高さの剪定方法の見直しについても検討するものとする。検討にあたっては、壁面緑化技術やつる植物の管理に係る有識者のヒアリング等（1回程度）も想定している。

4) 維持管理マニュアル素案作成

1) 2) 3) を踏まえ、剥離防止や壁面での健全な育成に留意した維持管理（補助対策工法等含む）に係る有識者のヒアリング等（1回程度）も想定している。また、維持管理において必要となる剪定の理由や施工方法等を明示した広報看板（1ケース）、地元配布用チラシ（1ケース）

の原稿案作成を含む

③モニタリング

1) モニタリング計画検討

実施する試験施工内容の評価を行うためのモニタリング内容及び評価方法について検討・整理する。

2) モニタリング調査

季節毎の現況把握及び実施される資材等固定方法等の有効性確認、被覆・生育特性把握を目的にモニタリングを実施する。(4回：2020年冬、2021年春、2021年夏、2021年秋)

④施工指導

②で検討した補助資材固定について、施工時の現場指導を行うとともに施工状況を確認し、施工性や施工上の課題等を把握する。

⑤維持管理マニュアル素案の更新

モニタリングに基づく検証結果を踏まえ、壁面緑化技術やツル植物の管理に係る有識者のヒアリング等(1回程度)を行い、維持管理(補助対策工法等含む)マニュアルを更新する。

⑥報告書作成

維持管理検討、モニタリング、施工指導、維持管理マニュアル素案の更新についてとりまとめ、報告書の作成を行う。

⑦打合せ

本業務について必要な打合せを行う(6回程度)。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2022年1月31日まで

(4) その他

①本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式(簡略手続タイプ)の対象業務である。

②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書(電子入札留意事項様式第1)を提出するものとする。

③本業務は、首都高速道路株式会社の業務未経験技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

④技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。

⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における 2019・2020 年度競争参加資格の「環境調査業務」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010年度以降に完了した業務について、特殊空間緑化（屋外）の植栽計画・植栽設計または植栽管理の実績を有しなければならない。

※特殊空間緑化（屋外）とは、屋上や壁面等、植物が通常育成されない場所における緑化を指す。

なお、当該実績は、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書の業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔建設部門（建設環境）若しくは建設部門（都市及び地方計画）〕又はRCCM〔（建設環境）若しくは（都市計画及び地方計画）〕を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：特殊空間緑化（屋外）の改修方策検討及び施工指導

類似業務：上記緑地以外の改修方策検討及び施工指導

ハ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者は2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有することが望ましい。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注

した業務における調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：管理技術者と同様

類似業務：管理技術者と同様

ニ 手持ち業務量（予定管理技術者）

2020年8月27日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている業務で、契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満である者

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年8月27日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5)参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の当社業務経験の有無及び管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類業務の実績
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は、ヒアリング時に説明・回答を補助することが出来る）

② 評価項目

- イ 専門技術力の確認
- ロ 業務への取組姿勢
- ハ 質問に対する応答性

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 東京西局総務・経理課

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-16-3

TEL : 03-3264-8394 FAX : 03-3264-8420

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

① 交付期間 : 2020年8月27日(木) から 2020年9月8日(火) 午後4時まで

② 方法 : 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

(<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)

③ 交付資料のダウンロード操作手順 :

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間 : 2020年8月27日(木) 午前10時00分から 2020年9月8日(火) 午後4時00分まで

技術提案書(持参又は郵送により提出すること。)

<持参の場合>

・受付期間 : 2020年8月27日(木) から 2020年9月8日(火) までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

・受付場所 : 上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

・受付期間 : 2020年8月27日(木) から 2020年9月8日(火) まで

・郵送方法 : 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先 : 上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

＜持参の場合＞

- ・受付期間：2020年8月27日（木）から2020年9月8日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

＜郵送の場合＞

- ・受付期間：2020年8月27日（木）から2020年9月8日（火）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る
なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。
- ・郵送先：上記4(1)に同じ。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(9) 電子入札制度等に関して詳細不明な点については、次に掲げる担当課に照会すること。

電子入札制度等に関する担当課

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

首都高速道路株式会社 財務部契約課

電話 03-3539-9319（ダイヤルイン）

(10) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。